

外国人材の活用と JITCO の役割

公益財団法人国際人材協力機構

1. はじめに

建設業界は、危機的ともいえる人手不足に直面しています。総務省の労働力調査によると、建設業の就業者数は1997年の約685万人をピークに減少し続け、2024年にはピーク時の約7割となる約477万人まで落ち込みました。また、就業者の高齢化も深刻です。同じ労働力調査によれば、55歳以上の就業者の割合が36.7%（約175万人）に達する一方、29歳以下は11.7%（約56万人）にとどまっています。

このアンバランスな年齢構成に加え、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用（いわゆる「2024年問題」）されたことで、工期やコストへの影響も顕在化しています。

今後、建設労働者の減少と高齢化はさらに進み、技能の継承やインフラの維持管理そのものが困難になるおそれもあります。このような危機的な状況において確実に事業を進めていくためには、外国人材の活用が不可欠です。

代表的な外国人材の受入制度としては、即戦力となる外国人材の受入れを目的とする特定技能制度、開発途上国等への技能移転を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度、そして技能実習制度

に代わって2027年4月に施行される、外国人材の育成と確保を目的とする育成就労制度があります。

外国人材を受け入れる企業はこれらの制度の違いを理解し、目的等によって使う制度を選択する必要がありますが、いずれの制度も複雑な要件や申請手続きがあり、受入れ後も報告の提出や監査を受けるなど、それぞれの制度のルールをしっかりと守ることが求められます。

当機構（公益財団法人国際人材協力機構：JITCO^{ジツコ}）は、受入企業・団体の皆さまが安心して制度を活用できるよう、30年以上にわたり、制度に関する最新情報の提供、煩雑な申請書類作成の支援、各種相談、セミナー、教材提供など、多岐にわたる総合的な支援を提供してきました。本稿では、建設業界の皆さまが利用できる外国人材の受入制度と、JITCOが提供する総合的な支援サービスを紹介し、皆さまが効果的に、そして安心して外国人材を活用するための道筋を示します。

2. 3つの制度：特定技能・技能実習・育成就労

1.でも述べたとおり、外国人を雇用する主な仕組みとしては、特定技能制度、技能実習制度、そして新たに施行される育成就労制度の3つの制度

表－１ 各制度の概要と比較

制度	目的	在留期間と特徴
特定技能制度	人手不足の解消	期間：特定技能１号は通算５年以内。同２号は在留期間更新の上限なし。 活動：特定産業分野で相当程度の知識・経験を要する業務。 転籍：可能 待遇：日本人と同等以上の報酬，支援計画に基づく支援を実施。
育成就労制度 (2027年４月～)	人材の育成と確保	期間：３年以内（延長で４年以内）。 活動：講習と雇用契約に基づく業務。 転籍：一定期間（１年～２年）経過後又はやむを得ない場合，可能。 待遇：日本人と同等以上の報酬，保証金・違約金の禁止，自由の制限の禁止等。
技能実習制度 (現行)	国際協力（開発途上国等への技能移転）	期間：技能実習１号は最長１年以内，２号・３号はそれぞれ最長２年以内。 活動：講習と雇用契約に基づく技能等の修得をする活動。 転籍：やむを得ない場合を除き，原則不可。 待遇：日本人と同等以上の報酬，保証金・違約金の禁止，自由の制限の禁止等。

があります（表－１）。

人手不足対策としては，まず特定技能制度が挙げられます。2025年８月末現在で特定技能１号の在留外国人数（速報値）は350,706人（うち建設業分野45,210人），特定技能２号は4,407人（うち建設業分野876人）に達しています。建設を含む16の産業分野での受入れが認められており，全国のさまざまな職場で特定技能外国人が担い手として活躍しています。

新たに施行される育成就労制度は，国内の人手不足分野における人材の育成・確保を目的としており，３年間の就労を通じて，特定技能１号の技能水準の人材育成を目指します。育成就労終了後は特定技能１号への移行が想定されており，外国人材にとっては，技能の修得と特定技能への移行を通じた長期的なキャリアパスを構築することが可能となります。

育成就労制度の施行に伴い廃止される技能実習制度は，ほかの２つの制度とは目的が異なり，開発途上国・地域への技能移転を通じた国際貢献を目的としており，技能実習修了後，技能実習生は帰国して復職することを前提としていました。

特定技能制度も育成就労制度も人材確保を目的としています，前者が一定の能力を有する即戦力を求めるのに対し，後者は計画的な人材育成も目的としています。

(1) 建設分野特有の課題

特定技能制度では各分野で固有の事情を鑑みた独自の要件（上乗せ要件）が定められており，建設分野では，報酬を月給で支払うこと，受入人数が常勤職員数を超えないこと，建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録すること，特定技能外国人受入事業実施法人である一般社団法人建設技能人材機構（JAC）に直接的または間接的に加入することなど，ほかの分野と比較しても多くの要件が設定されています。

これらは，低賃金労働や社会保険未加入といった劣悪な労働環境で問題となる企業の参入を認めず，公正な競争環境を維持することや，雇用者・被雇用者双方にとって納得できる処遇を確保して外国人技能者の失踪や不法就労を防ぐことを目的としています。残念ながら，建設業では，労災発生リスクの高さであったり，外国人材の失踪や不適正な受入れがほかの業種より目立つという指摘があり，こうした取組を通じて改善が図られているところです。

(2) 適正な受入れが「魅力ある職場づくり」につながる

外国人材の受入れを，コストや労働力補填の視点だけで捉えるべきではありません。受入企業にとっては，単なる労働力の確保にとどまらず，多様な人材を雇用し，育成することで組織の活性化

や機能の向上にもつながるメリットがあります。

特に従来の技能実習では原則的に転籍が不可であったのに対し，特定技能や育成就労では転籍が可能となることから，外国人材に定着・活躍してもらう体制を構築することが重要になります。

これを実現するためのポイントは，次の2点です。

① キャリアパスの提示

自分の成長と将来の展望を描ける環境は，モチベーションとエンゲージメントの向上につながります。技能実習（育成就労）から特定技能1号，さらには熟練技能者として永続的な就労が可能な特定技能2号へとつながるキャリアパスを提示することで，外国人材に「この会社で長く働きたい」と感じてもらうことにつながるでしょう。

② 日本語力の向上支援

建設現場での安全確保や技能修得はもちろん，地域社会への円滑な溶け込みや生活満足度の向上においても，日本語コミュニケーション力は極めて重要です。日本語能力の向上と生活満足度の間には相関を示すデータもあり，学習機会の提供は，定着率を大きく左右します。

3. JITCO の総合支援サービスについて

(1) JITCO の支援サービスとは

これまで説明してきたように，外国人材の活用には法令順守や外国人材の意欲を引き出す環境づくりが求められますが，受入企業の皆さまが安心して外国人材を受入れるできるよう，JITCO が全面的にサポートします。

JITCO は外国人材受入れの各ステージにおいて，受入企業，特定技能制度における登録支援機関，技能実習制度における監理団体等に対し，各種支援サービスを提供しています。円滑な外国人材の受入れにお役立ていただければ幸いです。図－1にてJITCOのサービス全体像をご案内していますが，特にお知らせしておきたい部分については，皆さまによりイメージいただけるよう，次に補足事項を示しています。

(2) まずは「相談」

人手が足りず，昨今，話題になっている外国人材を初めて受け入れようと考えたとき，何から始めれば良いのか，迷うことが多いのではないのでしょうか。

そうした場合，JITCO に一報いただければ，専



図－1 JITCO のサービス

門の担当者が相談に乗ります。

建設現場で働く多くの外国人材は、技能実習・特定技能制度を利用して来日しています。30年以上にわたり両制度の受入れ支援を支援してきたJITCOが、制度の内容とどのような手順やスケジュールで外国人材を採用すれば良いかなど、日本一分かりやすく説明します。

「相談」お問合せ先
JITCO 実習支援部相談支援課
03-4306-1160

(3) 「ジツコ・ネット」による情報収集

① 概 要

技能実習・特定技能制度のことを理解いただいた後は、次に情報収集をおすすめします。両制度を利用して外国人材を採用する場合、技能実習制度では「監理団体」が、特定技能制度では「登録支援機関」が欠かせません。初めて外国人材を採用される際、監理団体・登録支援機関（以下、「団体・機関」という）の情報収集には、JITCOが有するネットワークを利用した新しいサービス「ジツコ・ネット」が役に立ちます。

このサービスは、JITCOが保有する団体・機関に関する膨大なデータベースより、申込みいただいた各企業さまの要望にフィットする団体・機関を選定し、情報提供させていただくものです。

団体・機関は、外国人材の国籍・職種の取扱い、また国内のどのエリアで支援できるかなど、それぞれに固有の強みがあります。各機関の事情を知り尽くしたJITCOの専門スタッフが最適な3つの団体・機関を選定の上、レポート形式にして提供させていただきます。

② 「ジツコ・ネット」だからこそ得られる旬な情報

ジツコ・ネットで提供するレポートは、団体・機関がJITCOの質問に回答した内容を掲載したものであり、団体・機関の単なる広報的な案内にとどまりません。

JITCOからの質問内容は、監理団体向けと登

録支援機関向けで同一ではありませんが、例えば「これまで支援した外国人材の人数」、「言語別の通訳人数」、「よく利用する海外送出機関上位3機関」、「これまでの失踪人数」、「トラブル・失踪が起こった場合の具体的な対応」など、支援体制や経験値に関する、やや踏み込んだものを投げかけており、回答を得ると、原則、その内容をそのままレポートに記載しています。

このようにジツコ・ネットでは、制度受入れ支援経験の長いJITCOならではの、質を伴った情報を提供できるよう努めています。

なお、「ジツコ・ネット」は、いつでも無料個別相談サービスを利用いただくことが可能です。

ジツコ・ネットの申込みは、JITCOホームページあるいは次の二次元コードを利用願います。現在お試し期間中で、各企業さま1度のみ無料で利用いただけますが、将来的には有料化を検討しています。

「ジツコ・ネット」お問合せ先
JITCO 実習支援部業務課：03-4306-1160
JITCO 総務部賛助会員課：03-4306-1158
「ジツコ・ネット」お申込み二次元コード



(4) 受入れ後は「JITCO 保険」のご利用を

① 概 要

JITCO 保険（外国人技能実習生総合保険、特定技能外国人総合保険）は、社会保険（労災保険、健康保険等）に加入している前提で、その不足分を補う、外国人技能実習生・特定技能1号外国人向けに開発された保険です。健康保険の自己負担30%部分、就業中以外のケガ・死亡事故、死亡時等の親族の渡航費用等、外国人材の個人賠償責任を補償する保険です。

直近では特定技能外国人の加入者が伸びており、また約14万件の保険金ご請求に役に立ちました。保険金の受取りまでに要する時間は、97%以上のケースで取扱保険代理店での事故受付から

2週間以内に完了しています。

日本の生活における思わぬハプニングに備え、外国人材の受入れ後は、JITCO 保険を役立てていただければ幸いです。

② 保険金お支払い事例から見る、外国人材への生活支援のあり方

JITCO 保険において、最近では、自転車事故や、住居における水漏れ事故に伴う階下への被害といった個人賠償責任での請求事例が多く発生しています。

自転車事故は、日本人と同様に自転車を運転中にスマホを操作していたこと、それ以外としては、日本の交通法規、標識に十分な理解が至っていないこと（例：一時停止の無視）で発生する事故が増えています。

また、住居においては、排水管へ油を流したために詰まり、大量の水が漏れて下階の部屋に損害を与えた事例があります。これは「油は排水管に流さない」という日本での生活習慣が、外国人材の母国事情とは異なったことに起因したものと考えられます。

このような事例を未然に防ぐために、日常生活に関する具体的なアドバイスを、外国人材に対して日頃より行うことが重要となります。

JITCO 保険お問合せ先
株式会社国際研修サービス（取扱代理店）
03-3453-3700

(5) JITCO の賛助会員制度

公益法人である JITCO の事業活動は賛助会員の皆さまからの賛助会費（寄附金）によって運営されています。円滑な外国人材受入れ支援という JITCO の設立趣旨・事業目的にご賛同いただき、ご支援賜れば有難く存じます。

なお、JITCO の賛助会員になっていただくと、さまざまな会員特典を利用いただけます。図－2を参考としていただければ幸いです。

4. おわりに

今後、日本の経済や社会の持続的な発展には外国人材の活躍が欠かせません。そのためには、彼らが安心して成長できる環境を整えることが重要になります。JITCO は未来の担い手の定着と活躍の実現に向けて受入企業・団体の皆さまの取組をサポートすることで、総合支援機関としての役割を果たしていきたいと考えています。

賛助会員特典

JITCOの賛助会員にご入会いただきますと、さまざまなサービスが無料または優待価格でご利用できます。賛助会員特典は、賛助会員（監理団体・登録支援機関など）によって登録された傘下機関（実習実施者・特定技能所属機関）の皆様もご利用いただけます。

養成講習・各種セミナーの
受講料および、教材販売の優待

各種申請書類の作成等が可能な
「JITCOサポート」の無料利用

各種申請書類の
点検・提出・取次料の優待

送出国・送出機関等の詳細情報、
監理団体と送出機関のモデル協定書、
各国の送出し関係法令の提供

賛助会員用ページ、専用メールマガジン、
総合情報誌「かけはし」の提供

詳しくはこちらからご確認ください。
<https://www.jitco.or.jp/ja/member/index.html>



賛助会員入会のお申し込みは随時受け付けております。入会方法および会員特典等概要につきましては、詳細を掲載したリーフレットもございますので、以下のJITCO本部、またはお近くのJITCO駐在事務所の担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ先／JITCO総務部賛助会員課 TEL.03-4306-1163

図－2 JITCO 賛助会員特典